



支給認定について大切なお知らせ

★★ 改定版 ★★

改定箇所には★マークを付けてます

平成 29 年 10 月 認定変更分から適用

再度のお知らせ

お届け内容に変更が生じた場合は、
速やかに手続きをしてください。

◆変更申請受理日が20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までのものは翌月からの変更になります。

正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、「子ども・子育て支援法」第 24 条の規定により認定の取り消しを行います。支給認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請を行ってください。

提出先：米沢市役所こども課子育て支援担当

※次ページの

◆ **変更手続きに関すること**

◆ **保育の必要性の事由による「保育必要量」・「認定の有効期間」** を

よくお読みいただき、育児休業や求職活動等に認定事由が変更した方は速やかに変更手続きを行ってください。

問合せ先 市役所2階 こども課子育て支援担当
TEL 0238-22-5111（内線 3604・3610）

変更手続きに関すること

認定内容または世帯等に変更が生じた場合は、「支給認定内容変更申請書兼支給認定届出事項変更届」と下記の必要書類を準備して、支給認定証、印鑑を持参の上、こども課子育て支援担当窓口にお越しください。

※必要書類は、きょうだいで申請する場合、一人に原本、他の児童にコピーを添付してください。

1 認定区分の変更

変更事由	必要書類
1号認定から2号認定へ変更する場合	➤ 就労証明書
※2号認定から1号認定へ変更する場合、必要書類はありません。	

2 保育必要量の変更

変更事由	必要書類
① 就労状況が変わり、(就労時間が短くなった、就労場所が変わった等) 認定を受けている保育必要量の変更を希望する場合 ※保育必要量の変更がない場合は、変更申請は不要です。 (就労証明書の提出は必要です)	➤ 就労証明書
② 保育短時間の認定を受けた方で次のような場合は、保育標準時間認定への変更も可能です。	
勤務時間との関係から、常態として、施設が設定する保育短時間(8時間)認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市が認める場合で下記のいずれかに該当する場合は変更手続きが必要です。	➤ 保育必要量変更申立書 *様式はこども課にあります。
★ ◆ 1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態(月に12日以上)としている場合 ◆ 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間との関係から、常態(月に12日以上)として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合 ◆ シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちで常態(月に12日以上)として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合	
※施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合とは	
(1) 保育短時間利用の開始時間より、勤務時間の開始時間が早い場合。 ただし、移動時間を考慮し、保育短時間利用の開始時間の30分後までの勤務時間の開始時間となっている場合も対象とします。	
(2) 保育短時間利用の終了時間より、勤務時間の終了時間が遅い場合。 ただし、移動時間を考慮し、保育短時間利用の終了時間30分前までの勤務時間の終了時間となっている場合も対象とします。	
※保育短時間認定を保育標準時間認定に変更することを決定した場合、「支給認定変更通知書」を送付します。前月20日まで手続きをされた場合、翌月から標準時間での利用が可能となります。	
※「保育標準時間認定」から「保育短時間認定」への変更を希望する場合も、「認定変更申請」が必要ですが、申立書の添付は必要ありません。	

3 保育を必要とする認定事由に変更が生じた場合

変更事由	必要書類
① 求職活動中の方で、就労が決まった場合	▶ 就労証明書
② 妊娠・出産による事由の場合	▶ 出産予定日が分かるもの（母子手帳）
③ 病気により働けなくなった場合	▶ 診断書（市所定の用紙）
④ 介護や看護をする場合	▶ 常時介護又は看護が必要と明記された診断書（医療機関任意の用紙）
⑤ 失業等により、求職活動をする場合	▶ 求職活動申告書 ▶ 求職活動支援機関等利用証明書
⑥ 就学中の方で就労する場合	▶ 就労証明書
⑦ 求職活動等から就学する場合	▶ 在学証明書 職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）
⑧ 育児休業を取得する場合	▶ 育児休業を取得することがわかるもの（就労証明書で代用可）
⑨ 育児休業から仕事に復帰する場合	▶ 就労証明書 ※育児休業対象児童の保育所等利用申請と同時申請の場合は、保育所等利用申請書に添付する「就労証明書」のコピーで可

4 世帯・住所等に変更が生じた場合

変更事由	必要書類
結婚や離婚等、世帯や住所に変更が生じたとき	▶ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請書兼保育所等利用申請書（世帯構成等変更用） * 様式はこども課にあります。 ※支給認定保護者が海外赴任等で市外に転出し、住民票を移動する場合は、支給認定保護者変更の手続きが必要になります。

手続きの際は、必要書類、支給認定証、印鑑を持参してください。必要書類はこども課窓口または各利用施設からお受け取りいただくか、市HPからダウンロードしてください。

保育の必要性の事由による「保育必要量」・「認定の有効期間」

は次のとおりです

保育必要量の区分 = 「保育標準時間認定」、「保育短時間認定」の2区分

保育標準時間・・・1日11時間の保育 / 保育短時間・・・1日8時間の保育

保育の必要性の事由	区分	認定の有効期間（原則）
1 就労 ① 月120時間以上	保育標準時間	《2号》当該児童が小学校に就学する前まで （標準有効期間とします）
	保育短時間	《3号》当該児童が満3歳に達する日の前日まで （標準有効期間とします）
2 妊娠・出産	保育標準時間	支給認定初日（保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性」について判断します。）から、当該保護者の出産日から数えて8週間を経過する日の翌日の月の末日まで 標準有効期間
3 疾病・障がい		
4 介護・看護		
5 災害復旧		
6 求職活動	保育短時間	支給認定初日から、3か月間
7 就学	★就労の場合に準ずる	支給認定初日から当該保護者の卒業予定日又は終了予定日の月の末日まで
8 育児休業	保育短時間	★原則、最長で1歳の誕生日を迎える月の月末まで ※当該児童が年長児の場合、児童福祉の観点から必要と認められる場合は認定期間を延長することとします。
9 その他	全号に掲げるもののほか、各号に類するものとして市長が認める事由に該当する場合 ※認定区分、認定期間は状況に応じて判断します。	

※1 3号認定の方で原則の認定期間より3号認定の標準有効期間（満3歳に達する日の前日）のほうが短いときは、その期間までとなります。満3歳に達する月の下旬に、2号認定の支給認定証を交付します。

※2 認定を受けた「保育の必要性の事由」に該当しなくなった場合は、認定有効期間はその時点までとなります。

○ 保育を必要とする事由が求職活動の方の支給認定期間は ⇒ 原則、**3か月**

この間に仕事が決まらない場合は、再度申請をしていただき、求職活動を行っており保育を必要とすることを確認できた場合は、1回に限り再度「求職活動」で認定を行います。ただし、期間は、2か月が限度となります。この間に仕事が決まらない場合は、認定は終了となり、保育所・認定こども園（保育所利用）の利用はできなくなります。

（認定こども園の場合は、満3歳以上であれば2号認定から1号認定への切り替えにより継続利用が可能です。）